

dip BATTLES スポンサー規約

第1条（目的）

この規約（以下「**本規約**」といいます）は、ディップ株式会社（以下「**ディップ**」といいます）が運営するプロダンスチーム「dip BATTLES」のスポンサーとなる者（以下「**スポンサー**」といいます）とディップとの権利義務関係を定めることを目的とします。

第2条（申込み・契約の成立）

1. スポンサーが所定の申込書（以下、単に「**申込書**」といいます。）をディップに提出することにより、本規約に定める条件に同意したものとして取り扱われ、ディップがその申込みを承認して所定の方法によりスポンサーに当該承認を通知することにより、スポンサーとディップの間に本規約を内容とする契約（以下「**本スポンサー契約**」といいます）が成立するものとします。
2. ディップは、スポンサーとなろうとする者が応募の際に提供した情報を元に、スポンサー申込みの審査を行い、前項に基づく承認を行うかを決定するものとします。
3. スポンサーとなろうとする者が各号の一に該当することが判明した場合、ディップの判断で本契約を締結しないことができるものとします。
 - (1) スポンサーとなろうとする者が申込みの際に提供した内容に虚偽の記載・申告、誤記又は記入・申告漏れ等がある場合
 - (2) スポンサーとなろうとする者又はスポンサーが、本規約第7条第1項に定める反社会的勢力の関係者であるとディップが認める場合
 - (3) その他、スポンサーとして不適當であるとディップが認める場合

第3条（スポンサー料）

1. スポンサーは、ディップに対し、ディップが発行する請求書（電磁的方法を含みます。）に基づき、同請求書記載の期日までに、申込書に定める内容のスポンサー料を支払うものとします。
2. 前項に定めるスポンサー料その他のスポンサーからディップに対する支払いに必要な振込手数料、為替手数料その他送金手数料は、スポンサーの負担とします。

第4条（スポンサー特典）

1. スポンサーは、本スポンサー契約の有効期間中、申込時において申込書又は申込書が参照する書面において定められる、スポンサープランに応じた特典（以下「**スポンサー特典**」といいます。）の権利を得ることができるものとします。
2. スポンサーは、スポンサー特典に応じたロゴ、社名、その他の公開用情報について、ディップが提示する仕様に合致した形で、ディップにより第三者ないし公共に提供又は掲載されることに同意します。

3. スポンサーは、本条第1項に定めるスポンサー特典のうち「dip BATTLES」の写真及びロゴを使用するにあたり、ディップが別途定める「dip BATTLES 写真・ロゴ使用規約」を遵守することに同意します。
4. スポンサーは、申込時において申込書又は申込書が参照する書面において定められる特典以外の特典を希望する場合、事前にディップと協議のうえ、別途合意しなければなりません。
5. スポンサーは、ディップの事前の書面による同意を得た上で、「dip BATTLES」に協賛した事実を公表することができます。
6. スポンサー特典の内容は、ディップが随時変更することができるものとします。

第5条（禁止事項）

スポンサーおよびディップは、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 契約相手方（スポンサーにとってはディップを、ディップにとってはスポンサーを指します。以下同じ）もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、又はそれを幫助する行為。
- (3) 法令に反する行為、犯罪的行為、もしくはそのおそれのある行為、又はそれを幫助する行為。
- (4) 事実反する、又はそのおそれのある情報を契約相手方に提供する行為。
- (5) インターネット上で契約相手方又は第三者が入力した情報を不正に改竄する行為
- (6) 「dip BATTLES」のイメージを毀損する行為

第6条（契約期間）

1. 本スポンサー契約の有効期間は、本規約第2条第1項に基づき本スポンサー契約が成立した日から別途申込書にて定める期間末日までとします。
2. 本スポンサー契約の更新は、ディップとスポンサーとの合意に基づき行うものとします。

第7条（反社会的勢力の排除）

1. ディップおよびスポンサーは、自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「**反社会的勢力**」と総称します。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. ディップおよびスポンサーは、自ら又は第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本スポンサー契約の履行に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは暴力を用いて契約相手方の信用を既存し、又は契約相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他、前各号に準ずる行為
3. ディップおよびスポンサーは、契約相手方が次の各号のいずれかに該当し、又は該当すると合理的に認められる場合には、本スポンサー契約を直ちに解除することができるものとします。
- (1) 前2項に違反する行為
 - (2) 自らが、反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金又は役務提供等をして反社会的勢力と何らかの取引をしている場合等、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便益を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する場合
 - (3) 自らが、自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する場合
 - (4) 自らが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する場合
 - (5) その他、前各号に準ずる場合
4. 前項により本スポンサー契約が解除された場合、解除当事者は、かかる解除により契約相手方に損害が生じてもその損害を賠償する責任を負わず、かつ当該契約相手方に対し、かかる解除により被った損害の賠償を請求できるものとします。

第8条 (不可抗力)

スポンサーおよびディップは、天災、地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、疫病・感染症の流行その他の不可抗力によって本スポンサー契約の全部又は一部の履行が遅滞又は不能となった場合には、その責任を負わないものとします。

第9条 (契約解除)

1. スポンサー又はディップは、以下のいずれかの事由が生じた場合、書面により相手方に対し、直ちにスポンサー契約を解除することができるものとします。
- (1) 相手方が本規約又は申込書のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 相手方が破産、特別清算、民事再生、会社更生その他これらに類する手続の申立てをしもしくは申し立てられた場合、これらの手続開始の決定を受けた場合又はこれらの手続の開始原因事実が生じた場合（法律の規定により推定される場合を含みます。）
 - (3) スポンサーが申込みの際に提供した内容に虚偽の記載・申告、誤記又は記入・申告漏れ等がある場合
 - (4) その他、相手方がスポンサーとして不適当とディップが判断した場合

- (5) スポンサーが、本スポンサー契約に基づくスポンサー料の支払いを遅延した場合
 - (6) スポンサーが、「dip BATTLES」又はディップの名誉・信用を毀損する行為を行った場合
2. 前項に基づき解除が行われた場合、ディップは本規約第4条に基づき実施していたスポンサー特典を直ちに停止し、かつ、そのために必要な合理的な措置を講じることができるとします。
 3. 第1項に基づき解除が行われた場合であっても、ディップは、スポンサーに対し、本規約第3条に定めるスポンサー料の返還を要しないものとします。

第10条（損害賠償）

スポンサー又はディップは、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、契約相手方に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。

第11条（本規約の変更）

1. ディップは、法令等の制定・改廃があった場合等、ディップが必要と判断した場合に、スポンサーの承諾を得ることなく、本規約を合理的な範囲で変更することができるものとします。ディップが本規約を変更した場合には、スポンサーは、変更後の本規約に従うものとします。
2. ディップが本規約の変更を行う場合には、変更の1ヵ月以上前に、変更後の本規約の内容および効力発生日をディップのウェブサイト上に表示し、又はディップの定める方法によりスポンサーに通知することで周知するものとし、その期間経過をもって、変更後の本規約の効力が発生するものとします。
3. 前項にかかわらず、誤記訂正や形式的修正など変更が軽微な場合又はスポンサーに効力を及ぼさない場合は、規約変更について通知を要しないものとします。

第12条（分離可能性）

1. 本規約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本規約の他の規定は有効とします。
2. 本規約の規定の一部があるスポンサーとの関係で無効又は取消となった場合でも、本規約は他のスポンサーとの関係では有効とします。

第13条（地位の譲渡等）

スポンサーは、ディップの書面による事前の承諾なく、ディップとの契約上の地位又は本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第14条（準拠法および管轄裁判所）

本規約および利用契約の準拠法は日本法とします。本規約および本スポンサー契約に関してスポンサーとディップとの間に生じた紛争の専属的合意管轄裁判所は、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所とします。

第15条（協議）

本規約に定めのない事項、又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、スポンサーおよびディップが互いに誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとします。

2024年10月21日 制定

dip BATTLES 写真・ロゴ使用規約（付帯規約）

dip BATTLES 写真・ロゴ使用規約（以下、「本規約」といいます）は、dip BATTLES スポンサー規約（以下、「主規約」といいます）の付帯規約として、ディップ株式会社（以下「ディップ」といいます）が運営するプロダンスチーム「dip BATTLES」のスポンサーが、主規約の第4条に基づき「dip BATTLES」の写真、ロゴ、その他ディップが指定するビジュアル素材（以下「本件素材」といいます）を使用するにあたって遵守すべき事項を定めるものです。本契約に特段の定めがない者については、主規約に従うものとします。

第1条（目的）

本規約は、スポンサーによる本件素材の適切な使用を確保し、「dip BATTLES」のブランドイメージ及びディップの企業価値を維持することを目的とします。

第2条（使用目的の制限）

スポンサーは、本件素材を、スポンサーの宣伝活動及び販促活動のためにのみ使用するものとし、これ以外の目的での使用は禁止します。

第3条（著作権等の帰属及びクレジットの明記）

1. 本件素材に関する著作権その他一切の知的財産権は、ディップ又は正当な権利を有する第三者に帰属するものとします。
2. スポンサーは、本件素材を使用する際は、必ず撮影者及び著作権者のクレジットとして「©dip BATTLES」を明記するものとします。

第4条（編集・加工の制限）

1. スポンサーは、本件素材の編集、加工、改変（トリミング、フィルター使用、文字追加、色調変更等を含むがこれらに限らない）を行う場合、事前にディップの書面による承認を得るものとします。
2. 前項にかかわらず、本件素材のうち写真素材については、選手の肖像を損なうような編集、加工、改変（選手の顔が隠れる、判別不能になる、不適切な印象を与える等の加工）は一切禁止します。

第5条（使用期間の制限）

本件素材の使用期間は、スポンサー契約期間と同一とします。当該期間を超えて本件素材を使用することはできません。

第6条（配布・利用方法の制限）

1. スポンサーは、本件素材をデジタル形式でのみ利用することができるものとします。

2. 印刷物での使用を希望する場合は、使用媒体、使用目的、数量等を明記し、事前にディップの書面による承認を得るものとします。
3. ディップは、本件素材の利用方法について、別途指示を行うことができます。当該指示は、ディップのウェブサイト上での掲示、電子メールによる通知、その他ディップが適切と判断する方法により、スポンサーに周知されるものとします。スポンサーは当該指示に従うものとします。

第7条（第三者への共有・提供の禁止）

スポンサーは、本件素材を、契約企業以外の第三者に対し、有償無償を問わず、共有、提供、再許諾又は転送することを一切禁止します。

第8条（文言の注意点）

本件素材の使用に際し、以下の文言表記に注意するものとします。

- (1) 「dip BATTLES」と表記する際は、「dip」と「BATTLES」の間に半角スペースを入れるものとします。
- (2) 「24-25 SEASON」と表記する際は、「24-25」と「シーズン」の間に半角スペースを入れるものとします。
- (3) 「D.LEAGUE」と表記する際は、「D」と「LEAGUE」の間に「.」を入れるものとします。

第9条（使用の中止・変更要求）

1. ディップは、本規約の違反の有無にかかわらず、本件素材の使用が「dip BATTLES」のブランドイメージ又はディップの企業価値を損なうおそれがあると判断した場合、その他ディップが必要と認めた場合、いつでもスポンサーに対し、本件素材の使用の中止、変更、又は回収を要求することができるものとします。
2. スポンサーは、前項の要求があった場合、直ちにこれに従うものとします。

第10条（規約違反の場合の措置）

1. スポンサーが本規約のいずれかの条項に違反した場合、ディップは、事前に通知することなく、直ちにスポンサー特典の全部又は一部を停止し、又は本スポンサー契約を解除することができるものとします。
2. 前項の場合、ディップは、スポンサーに対し、主規約第3条に定めるスポンサー料の返還を要しないものとします。

（付帯規約として）2025年6月26日 制定